

はじめに

本書は、日本国憲法の教科書として、大学の一般教育で用いられることを想定して作成されています。憲法について皆さんは、高校で学んだことだし、簡単な暗記科目だと思っているかもしれませんが、しかし、高校の社会科のイメージと、大学で学ぶこととは質的に大きな違いがあります。高校での憲法は、暗記科目だったかもしれませんが、しかし大学では考える科目です。覚える知識の量だけでいうと、高校でも多くのことを学んでいるはずですが、しかし、社会生活の中で活用できているでしょうか。大学の授業では、それら知識が、なぜ作られたのか、どう用いられてきたのか、いま社会の現実の中でどんな意味をもたらしているのかを考えていきます。

たとえば、ジョン・ロックといえば「社会契約論」を覚えていると思います。では、社会契約とは何ですか？ 誰と誰との契約ですか。それは歴史的にどのような意味をもっていましたか？ それはいま、どのような意義があるのですか。あなたが直面している問題にそれを活用できますか？

授業では教員から様々な問いが寄せられるでしょう。本書では、モモ、キビ、スセリの3人（「登場人物紹介」参照）が日頃の疑問をぶつけあっています。あなたはそれに答えることができるでしょうか？

本書には、その答えが記述されているはずですが、しかし何も考えずに読んで、中身は素通りするだけです。常に問いを意識しながら本書を読んでいて下さい。そうすれば憲法のもつ面白さ、その豊かなちからを実感できるようになるでしょう。

本書は単に憲法の知識を増やすことを目的としているわけではありません。憲法の確実な知識を身につけつつも、それを踏まえて、自らが主体的に憲法を生活の各場面で活用し、広げていくようなちからを養ってもらうことを目的としています。

他方、憲法は国家機関が従うべきルールですから、皆さんの生活には関係がないと感じる部分も沢山あるでしょう。そうした問題を取り上げる場合でも、それがどのようにして皆さんの生活に結びついているのか、いま、国会や内閣などでやっていることの意味は何なのかを、大学生のモモ、キビ、スセリが目

線から理解できるよう解説し、政治をコントロールするちからを身につけてもらいます。憲法を身につけるとは、憲法を知識として覚えるのではなく、憲法のもつそうしたちからを身につけることにほかなりません。それは、主権者教育の目指すべき目標でもあると思います。

2016年から「18歳選挙権」が導入されました。学校では、主権者教育が要請されています。高校では、その他にも憲法教育、法教育、消費者教育などにも取り組まなくてはならず、先生たちも苦勞されていることと思います。編者は、高校の先生たちと組んで、多くの高校で法教育を実践してきました。また岡山大学法学部の一員として、地元の弁護士さんたちと協力してジュニア・ロー・スクールを開催しています。執筆者の一人である矢吹は、中教審委員として、また岡山県消費者センター職員として、日々消費者教育に取り組んでいます。矢吹と同様、岡山大学で研究生生活を始めた他の執筆者たちも、学生諸君にどうやって憲法を理解してもらおうか日々苦勞を重ねています。本書には、教育に携わる学校の先生方のお役に立ちたいとの執筆者たちの思いが込められています。

『大衆の反逆』を書いたホセ・オルテガ・イ・ガセットは、『大学の使命』（玉川大学出版部、1996年）という本のなかで、教養とは、「生の難破を防ぐもの、無意味な悲劇に陥ることなく、過度に品格を落とすことなく、生きていくようにさせるところのものである」（78頁）と述べています。そのためにも、憲法のちからを感じ、身につけておくことは必須であろうと思われます。本書を自分のものとし、本物の教養を身につけられることを切に願っています。

なお、本書は部分的に現代憲法教育研究会編『憲法とそれぞれの人権〔第3版〕』（法律文化社、2017年）（本文では、『憲法とそれぞれの人権』と略記）の資料・図版を転載させていただいています。記して謝意を表します。

最後に、本書を企画して3年経ちました。この間、編集部の舟木さんは常に励まし続けて下さりました。またコロナ禍のもとオンライン授業の準備に苦勞しながら原稿に取り組んでくれた執筆者たちにも感謝申し上げます。ありがとうございました。

2021年初春

執筆者を代表して

中 富 公 一